

令和2年4月6日

山口市議会議長 坂井芳浩様

議会運営委員長 原 真也

議会改革に関する検討結果について（答申①）

令和元年11月1日付けで議長から諮問のありました山口市議会改革に関する事項のうち、一定の結論に達した事項について、下記のとおり答申いたします。

記

1 答申を行う諮問事項

各会派から提案された議会活動の充実強化のための改革に関する事項の中で、議長が必要と認めた事項（9項目）のうちの以下の2項目

諮問事項4

傍聴（記名入場の廃止）

諮問事項9

委員会の管内視察

2 答申内容

別添のとおり

<p>諮問事項 4</p>	<p>傍聴（記名入場の廃止）</p>
<p>提案趣旨等</p>	<p>開かれた議会の実現を図るため、市民の方が気軽に傍聴していただけるような環境が必要と考える。</p> <p>こうしたことから、現在は傍聴される方に求めている傍聴人受付簿への住所及び氏名の記入の廃止を提案するものである。</p>
<p>答申内容</p>	<p>現在、傍聴規則においては、傍聴手続として「会議（委員会）を傍聴しようとする場合は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない」と定めている。</p> <p>このような中、現時点においては、傍聴人受付簿への住所及び氏名の記入を求めることは、議会の秩序維持や有事の際の対応等にも一定の役割を果たしており、また、傍聴される方の負担感もそれほど多くない状況であり、加えて、個人情報の管理も適正に行われている。</p> <p>こうしたことから、このたびは傍聴人受付簿への住所及び氏名の記入を求める取り扱いを変更することなく、今後、社会情勢の変化等により見直しが必要になった場合に改めて検討することが適当であるとの結論に至った。</p>
<p>附帯意見等</p>	

諮問事項 9	委員会の管内視察
提案趣旨等	<p>合併により広大な市域を有する本市において、議会における議論の充実を図るためには、現地を十分に知る必要があると考える。</p> <p>こうしたことから、委員会において管内視察を積極的に行うことを提案するものである。</p>
答申内容	<p>委員会の管内視察については、委員会での視察実施の決定や、議長に対する派遣承認要求書の提出等の必要な手続を経ることにより実施可能なものであり、過去にも例があるところである。</p> <p>こうしたことから、管内において委員会の所管事項に関する調査案件等があり、管内視察の実施が必要と考える場合は、委員会の中でその都度委員が提案することにより、実施の必要性を委員会において協議することとなる。</p> <p>その際には、より一層の議会の活性化や審議の充実等を図るため、積極的な実施に向けた検討が望ましいことから、その旨を改めて全議員へ周知を行うことが適当であるとの結論に至った。</p>
附帯意見等	<p>管内視察の実施に際しては、旅費が予算化されていないことや、相手方との日程調整や移動手段の確保等に配慮し、時間的余裕を持った提案を行うことが適当である。</p>